

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
4 経済的 支援	(1)子どものいる世帯への経済的支援	子ども医療費無料化(福祉医療費補助)	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう市町村が実施する中学校卒業までの子どもを対象とした保険医療費の自己負担分の助成に係る経費を補助する。	国保課
		(再掲) 地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補給給付を行う事業)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	子育て・青少年課
		(再掲) 就学援助制度	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資する。	(教)管理課
		(再掲) 高等学校等就学支援金	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校等の生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給する。	学事法制課・(教)管理課
		(再掲) 授業料減免事業補助(私立学校)	経済的理由から就学が困難な生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に補助を行うことにより、教育費の父母負担の軽減を図る。	学事法制課
		(再掲) 奨学のための給付金	すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。	学事法制課・(教)管理課
		(再掲) 特別支援教育就学奨励費	県内公・私立特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者が負担する経費の全部又は一部を支給し、経済的負担の軽減を図る。	(教)特別支援教育課
		生活福祉資金	生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方に、住居の入居費や日常生活の費用、修学や進学のための資金等9種類の貸付を行う。あわせて生活困窮者自立相談支援を実施することで、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した生活を送れるように支援する。	健康福祉課
		(再掲) 教育文化事業団奨学金	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、無利子の奨学金を貸与し、修学を支援する。	(教)管理課
		(再掲) 群馬県高等学校等奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸与する。	(教)管理課
		(再掲) 学び直しのための支援金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も卒業までの間(最長2年)就学支援金相当額を支給する。	学事法制課 (教)管理課
		(再掲) 住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に家賃相当分を給付する。県は町村部を担当する。	健康福祉課
		(再掲) 地域優良住宅供給促進	居住環境が良好な賃貸住宅への入居を支援するため、特定優良賃貸住宅への家賃の助成を行う。	住宅政策課
	第3子以降3歳未満児保育料免除	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、教育、保育施設の入所児童のうち、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減するための経費を負担する。	子育て・青少年課	
	市町村保育給付費負担(多子世帯、ひとり親世帯等への保育料軽減)	多子世帯、ひとり親世帯の保育料を軽減するための経費を負担する。	子育て・青少年課	
	(2)ひとり親家庭への経済的支援	母(父)子家庭等医療費補助(福祉医療費補助)	社会的・経済的に不安定な母(父)子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する保険医療費自己負担分の助成に係る経費を補助する。	国保課
		養育費相談(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	養育費の専門知識を有する相談員による相談や情報提供、弁護士相談を実施する。	児童福祉課
		母子家庭等特別相談	県保健福祉事務所において、ひとり親家庭等を対象として、専門的知識を必要とする相談事項(養育費等)について、弁護士等による相談事業を実施し、問題解決を図る。	児童福祉課
		児童扶養手当	離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として支給する。	児童福祉課
		(再掲) ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭において、一時的に子育てが困難な場合に、ファミリーサポートセンター等を利用した場合に利用料を減免する。	児童福祉課
		(再掲) 母子父子寡婦福祉貸付金	母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設、補修等のための資金等12種類の貸付を行う。	児童福祉課
		(再掲) 母子家庭等自立支援給付金	ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給する。	児童福祉課
		(再掲) 高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。	児童福祉課

【群馬県内の各種相談機関一覧】

28.4.1現在

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間等
養護(虐待、経済的困窮等)・心身障害・非行・育成などの児童問題	こどもホットライン24 (中央児童相談所)	0120-783884 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 027-263-1100	24時間365日電話対応
	中央児童相談所	027-261-1000	月～金曜 8:30～17:15(訪問相談は要予約) ※全国児童相談所共通ダイヤル 189番(いちはやく)
	中央児童相談所北部支所	0279-20-1010	
	西部児童相談所	027-322-2498	
	東部児童相談所	0276-31-3721	
乳幼児から高校生までの教育や子育てに関するあらゆる相談	子ども教育・子育て相談 (県総合教育センター)	0270-26-9200	月～金曜 9:00～17:00、第2・4土曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
	いじめに関する緊急の相談 いじめ相談ホットライン (県総合教育センター)	0120-889756 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 0270-20-1515	月～金曜 9:00～19:00、第2・4土曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く) ※時間外、祝日、年末年始は、こどもホットライン24(中央児童相談所)に転送されます。
不登校等の悩みを抱える青少年の自立や再学習等に関する相談・支援	青少年会館 (公益財団法人群馬県青少年育成事業団)	027-234-1131	開館時間 9:00～17:00 月曜休館(月曜日が休日の場合火曜休館)
家庭教育や子どもの問題に関する悩み	よい子のダイヤル (県生涯学習センター)	027-224-4152	火～土曜(祝日・休館日を除く) 10:30～12:30、13:30～15:30、16:30～18:30
望まない妊娠、子育て、女性の健康に関する相談	女性の健康のための電話相談	0276-37-5660	月～金曜、第2・第4土曜 13:00～16:00 (祝日・12月29日～1月3日除く)
非行少年・被害少年等のサポートに関する事	少年育成センター(県警)	027-221-1616	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
非行、犯罪行為、親子関係等についての悩み	法務少年支援センターぐんま(前橋少年鑑別所)	027-233-7552	月～金曜 9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
子どもの人権に関する事	前橋地方法務局子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
子どもの急な病気に関する事	小児救急電話相談	#(シャープ)8000	月～土曜 18:00～翌朝8:00 日曜・祝日・年末年始 8:00～翌朝8:00
医療に関する相談	医療安全相談センター	027-221-1110 027-221-1112	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
障害者福祉全般	障害者110番	027-251-1100	月～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)(12:00～13:00を除く)
障害を理由とする差別の解消	群馬県障害者差別相談窓口	027-251-1166	月～金曜 9:00～16:30(祝日・年末年始を除く)(12:00～13:00を除く) FAX027-255-6275
ひきこもりについての悩み	ひきこもり支援センター	027-287-1121	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
発達障害に関する事	県発達障害者支援センター	027-254-5380	相談予約受付:月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
心の悩みに関する事	県こころの健康センター	027-263-1156	月～金曜 9:00～17:00(来所相談は要予約) (祝日・年末年始を除く) Eメール kokoro@pref.gunma.lg.jp
さまざまな悩み	群馬いのちの電話	027-221-0783	毎日 9:00～24:00 第2・4金曜 24時間(9:00～翌日9:00)
	フリーダイヤル・自殺予防「いのちの電話」	0120-738-556	毎月10日 8:00～翌日8:00
多重債務など	群馬弁護士会法律相談センター	027-234-9321	相談予約受付:月～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	群馬司法書士会総合相談センター	027-221-0150	月～金曜 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
	県消費生活センター	027-223-3001	月～金曜 9:00～17:00 土・日曜 9:00～12:00、13:00～17:00(電話相談のみ) ※いずれも祝日・年末年始を除く
	関東財務局前橋財務事務所 多重債務相談窓口	027-221-4495	月～金曜 8:30～12:00、13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
法的トラブル・法律問題に関する事	日本司法支援センター群馬地方事務所 (法テラス群馬)	050-3383-5399	月～金曜 9:00～17:00(民事法律相談:13:00～16:00、 情報提供業務:9:00～16:00) 犯罪被害者支援ダイヤル:0570-079714
DV等に関する相談(女性)	県女性相談センター	027-261-4466	月～金曜 9:00～20:00(年末年始を除く) 土・日曜、祝日 13:00～17:00(年末年始を除く) DV法律電話相談 水曜日 13:00～14:30
DVIに関する相談(男性)	男性DV被害者相談電話	027-263-0459	毎月第2・4水曜日 14:30～16:00
女性の人権に関する相談	前橋地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害	警察安全相談室	027-224-8080	#(シャープ)9110 24時間電話対応
		027-224-4356	女性相談者専用電話 月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	公益社団法人被害者支援センター すてっぷぐんま	027-253-9991	月～金曜 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)